

ひたちなか市立勝倉小学校 学校関係者評価委員会規約

ひたちなか市立勝倉小学校

第1条（名称及び事務局）

この会は、ひたちなか市立勝倉小学校学校関係者評価委員会と称し、事務局を同小学校に置く。

第2条（目的）

この会は、本校の教育活動や自己評価結果について、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校運営の改善、教育力の向上に資することを目的とする。

第3条（活動）

- 1 授業や各種学校行事の参観等を通し、学校の実態を把握する。
- 2 学校の自己評価の結果と改善策についての説明を受ける。
- 3 学校運営の改善に向けた取り組みが適切かどうか評価する。
- 4 その他必要な活動は、学校関係者評価委員会の協議により実施する。

第4条（会議）

- 1 年2回の定例学校関係者評価委員会を実施する。
 - 第1回（6月） 評価委員会の趣旨と活動の確認。学校運営説明など
 - 第2回（2月） 学校の自己評価結果及び改善策の説明。評価のとりまとめ。
- 2 必要により、臨時の会議を実施する。

第5条（組織）

この会は、次の委員によって組織する。

学校評議員（5名）※PTA会長を含む

PTA副会長（3名以内）

事務局（3名：教頭、教務主任、生徒指導主事）

第6条（委員の選出と委嘱）

前条の委員は各役職の充て職として選出し、学校長が委嘱する。

第7条（事務局）

事務局は、次の業務を行う。

- 1 授業参観や各種学校行事の参観等の連絡
- 2 学校評価委員会の評価を受けて、学校関係者評価結果の報告書を作成する。

第8条（任期）

4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

第9条（守秘義務）

学校関係者評価委員は、学校評価において知り得た個人情報及び秘密を外部に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様である。

付則 この規約は、平成24年4月1日より施行する。

ひたちなか市立勝倉小学校 学校評議員会規約

ひたちなか市立勝倉小学校

(名称及び事務局)

第1条 本会は、学校評議員会（以下評議員会という）と称し、事務局を本校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携・協力して子どもの健やかな成長を図り、今後、より一層地域に開かれた学校の推進に資する。

(内容)

第3条 本会は、学校や地域の実情に関し、保護者や地域住民等の意見を反映しながら学校の支援体制をつくる。

2 評議員は、校長の求めに応じて、次の各号に掲げることについて、意見を述べるものとする。

(1) 学校教育目標及び計画に関すること。

(2) 教育活動の実施に当たって、学校と地域の連携に関すること。

(3) その他学校運営に関し、校長が必要と認める事項に関すること。

3 評議員は、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第67条の規定に基づき、学校関係者評価を行う。なお、学校関係者評価に係る協議を行う場合、学校関係者評価委員会と称する。

(推薦及び委嘱)

第4条 校長は、学校及び地域の実情に応じ、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者を評議員として教育委員会に推薦する。

2 教育委員会は、本人の申し出の他、特別な事情があると認めるときは、校長の具申により評議員を解職することができる。

(任期)

第5条 評議員の任期は、1年とし、再任は妨げない。しかし、長期にわたらないよう留意する。

2 任期途中での辞職等により、新たに評議員を委嘱する場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 校長は、本会の目的達成のため、年3回程度開催することができる。なお、本会は、学校関係者評価委員会と併催することができる。

2 会議の参加者は、評議員、校長、教頭、事務局、その他必要とする本校職員とする。

(意見・交換等)

第7条 校長は、必要に応じて評議員個々から学校運営に関する意見を聞く機会を設けることができる。

(守秘義務)

第8条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、教育委員会の意見を聞き、校長が定める。

付則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

平成24年5月10日一部改正。